

八塩 裕之

「所得税の節税行動に関する実証分析」

1. 論文の構成

個人所得税（以下、所得税）は、人々の選択にさまざまな影響を及ぼす。本論文は、そのなかで、節税行動に着目し、その効果を実証的に明らかにしようとしたものである。分析の対象となるのは、減税など税負担の変化にともなう納税者の申告所得額の変化、所得税制が個人事業者の家族内所得分散に及ぼす効果、およびいわゆる「法人成り」とよばれる、税制が個人事業と法人の二つの事業形態の選択に及ぼす効果である。論文の構成は、以下の通りである。

- 第1章 研究の概要
- 第2章 所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果
—日本の事業所得者のケース—
- 第3章 個人自営業者の所得分散行動に関する実証分析
—税制は専従者給与分配に影響を与えたか—
- 第4章 税制と事業形態選択

本報告書では、以下、各章の概要について述べ、それに基づいて、博士論文としてふさわしい内容であるか評価を行う。

2. 各章の概要

第1章は、博士論文を貫く問題の所在を明らかにし、つづく3章に収録された論文の内容を概観したものである。八塩氏は、所得税の問題を次のように展開する。まず、これまでの研究は、税制が労働供給、貯蓄や投資などに及ぼす誘因効果に着目されてきたという指摘から始まる。実証的には、税制が各選択に及ぼす弾力性が関心の中心であり、理論的には、消費と余暇の代替の弾力性が最適所得税制にもつインプリケーションなどが研究されてきた。しかし、本論文が直接関わる税制の労働供給に及ぼす効果については、これまで多くの実証研究がなされているが、一般的には、小さいというものである。

こうした分析の潮流に対して、八塩氏が着目するのは、所得税が大きな影響を与えるのはむしろ節税行動であるということである。八塩氏は、Feldsteinらの研究に言及しつつ、とくに1981年と86年のアメリカの税制改革に注目する。この改革によって、個人所得税の最高税率は、81

年では 70%から 50%、86 年ではさらに 28%へと引き下げられた。その結果、高額所得者は申告所得額を増加させたり、中小事業者は、法人形態による納税から、個人事業者としての納税（S 法人）を選択するなど、大きな影響が及んだ。Feldstein(1995)は、税率変化に対する課税所得の弾力性を計測し、それが 1 を超えると主張している。

こうした人々の節税行動に関して、日本ではどのようなことが起きているのか、またそれをどのようにして実証的に分析したらいいのか。これが、八塩氏の博士論文を貫く問題関心であり、節税行動を二つに分けて、分析を行っている。第 1 のタイプは、所得税率が下がれば、特段の「節税」を図ることはやめ、申告所得を増やすという、納税者行動である。第 2 のタイプは、所得分散（インカムシフティング）とよばれるもので、限界税率の高い所得を減らして、低い限界税率の所得に移すことである。日本における具体的な方法として、八塩氏は、自営業者（青色申告者）の所得の家族従業員への分散、および自営業者が法人となることによる、法人所得から給与所得への移転を取り上げている。以下、3 章はこれらの節税行動について、その背景を踏まえて、分析したものである。

第 2 章「所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果—日本の事業所得者のケース—」は、Feldstein らが 1980 年代の所得税改革が申告所得額に及ぼした効果分析を日本に適用したものである。問題となるのは、富裕層の行動であり、Feldstein らは減税によって申告所得額が大きく上昇したこと、すなわち、アメリカの富裕層は、税に敏感に行動していることを主張している。

八塩氏は、日本の 1990 年代の所得税減税を取り上げる。消費税率の引上げを控えて、1995 年に所得税減税が行われたが、その後の経済の冷え込みのなかで、景気回復を目的として、それよりはるかに大きな減税が、1999 年になされた。この改正によって、所得税と住民税を合わせた最高税率は、65%から 50%へと大きく引き下げられた。八塩氏は、この 1999 年の所得税減税を取り上げ、それが日本の高額所得者の申告所得額にどのような影響を及ぼしたかを分析している。

分析は、Difference-in-differences (DID) によるが、ここでの貢献は次の二つである。第 1 は、データセット作成である。日本では、納税者個人のパネルデータがないので、集計されたデータから所得階層別の擬似的なパネルデータを作らねばならない。八塩氏は、『申告所得税の実態』（国税庁）を使って、1500 万円以上の所得者を対象として、6 階層ならなる擬似パネルデータを作成した。最高所得階層の所得は、6000 万円から 7000 万円であり、その層の所得の推移がわかるなど興味深いデータセットとなっている。また、最高税率の引き上げの対象となる所得は、制度上 3000 万円以上であるが、八塩氏の作ったデータベース上では 2800 万円で、ほぼ等しくなっている。

第 2 の貢献は、推計上の改善である。DID では、富裕階層の所得が相対的に増大している時には、その部分がこの層の申告所得額の増分に入っているため、減税による申告所得増加の効果とその他の要因による所得増加の部分が識別できない。この点に関して、（さらに一定の仮定をおきつつ）2 階の DID 分析をすることによって、真の効果をとらえようとしている。

結果は、1 階の DID 分析では、所得税率に対する課税所得の第力性は、0.3 程度とかなり高く推定されるが、所得増加のトレンドを除去した 2 階の場合には、0.05 程度とずっと小さくなる。期間の取り方を変えた場合も同様の結果であり、これより八塩氏は、日本ではアメリカで起きていると言われている高額所得者の節税行動は見られなかったと結論付けている。

第 3 章、「個人自営業者の所得分散行動に関する実証分析—税制は専従者給与分配に影響を与えたか—」は、第 2 のタイプの節税行動である、所得分散に関するものである。すなわち、個人事業者が、家族従業員に対していわゆる専従者給与を支給することによって、家族内の所得分散を図り、それによってどの程度の節税を行っているかについて分析している。この節税の基本的な仕組みは、事業主の事業所得に適用される限界税率と専従者の給与所得に適用される限界税率を比較し、後者のほうが低い場合に、事業主の所得を専従者にシフトする（所得分散を行う）ことによって、事業主の家計全体の税負担を軽減する、というものである。

ここでは、連続したデータが入手可能である 1970 年から約 30 年間の税務統計（所得階層別のデータ）を注意深く検討することによって、限界税率の格差が専従者給与比率（事業主の事業所得金額に対する専従者給与金額の比率）に影響したのかどうかを分析している。その場合、限界税率格差の計算には注意が必要である。第 1 に、国税だけでなく、地方税も含め、各年の税制改正を丹念に追っていく必要がある。第 2 に、限界税率が適用される所得が、所得分散が行われる以前の所得であるように調整する必要がある。第 3 に、税率ブラケットの非連続的なジャンプの影響が計算に歪みを与えないようにする必要がある。八塩氏は、これらの問題にひとつひとつ丁寧に対応して、限界税率格差の指標を作成している。

分析の結果、所得水準やタイムトレンドなどでコントロールしても、限界税率格差が専従者給与比率（および、事業主の事業所得に対する専従者ひとりあたりの給与）に有意な影響を与えていること、また、この影響はとくに高額所得者において顕著であることを見出している。この結果は、節税の動機が、専従者給与支払いを通じた所得分散行動に影響を与えている可能性があることを示している。

事業所得者が専従者給与の仕組みを利用して節税を行っている、という点は、かねてから実務家の間で指摘されていたことである。しかし、税務統計自体はこれまでも長期間存在し、公表されているが、実証研究の用途に供することをまったく考慮しておらず、そのままでは使いにくい面が強かった。この点八塩氏は、租税の理論と制度の双方について、深い理解をもってデータを扱い、それを実証分析に用いることに成功している。

第 4 章、「税制と事業形態選択 - 日本のケース -」も所得分散による節税行動を扱ったものである。この場合の節税方法は、自営業者が法人となることによって、事業主本人の所得を法人所得から控除し、給与所得とすることであり、それによって事業全体の税負担を下げるができる。

この問題は、事業形態を個人事業とするか、法人とするかの選択であり、状況は異なるが、アメリカでも大きな問題となっている。古典的には、法人の二重課税問題が底流にあり、法人所得が法人と個人の2段階で課税されるならば、一回ですむような節税行動が誘発されるであろうという問題である。それが、アメリカで大きな問題となったのは、1980年代になって個人所得税の最高税率が、法人税率よりも低くなり、事業主が「S法人」を選択することによって、法人段階の課税を回避しようとする動きが顕著となったためである。

八塩氏は、外見上同じに見える日米の事業体選択問題を取り上げ、両国では税制が事業体選択に及ぼす経路は異なることを主張する。すなわち、日本の法人成りでは、事業主がまず、その所得を給与として法人所得から控除して、つぎに給与に対しては、給与所得控除が適用可能であることを利用して税負担を引下げることがポイントであり、この場合は、法人所得と給与所得の平均税率の差が、事業体選択の説明変数となる。一方、アメリカでは、限界的な所得の帰属が問題であり、この場合には、法人所得と個人所得の限界税率の差が説明変数となる。

以上に基づいて、まず、税制改正と法人成りの関係を制度的に検討する。なかでも、1974年の税制改正による給与所得控除の大幅な引き上げが、その後の法人成りの誘因となっていることなどを指摘している。つづいて、一定の所得の個人事業主を想定して、事業所得と給与所得の平均税率の差を説明変数として、個人事業者の法人成りの推移を説明する。所得水準を変えても結果は、有意である。一方、限界税率の差は、有意ではない。このことから、日本では、法人成りによる平均税負担の軽減が、事業体選択に影響を及ぼしていると主張されている。これはまた、赤字中小企業の説明ともなっている。

3. 論文の評価

以上、各章の概要について述べた。所得税には多くの問題があるが、各章ともそのなかで、所得税によって誘発されている節税行動に焦点を絞ったもので、博士論文としての確かな構想を感じさせる。また、各章のもととなった三つの論文は、すべて査読の過程を経て、『一橋論叢』(2005)、日本財政学会の年次報告書である『財政研究』(2005、2006)に公刊されており、税制の分野で今後一人前の研究者として活動する準備も整いつつある。以上より、博士論文として十分評価しうるものであるが、さらに検討を行うべきことも残されている。

第2章では、データ入手可能性に依存するが、個人のパネルデータに基づき分析の補強ができれば、日本の高額所得者の節税行動に関して、きわめて興味深い内容となる。また、方法的には、2階のDIDで所得トレンドを除去しようとしているが、そこでおいた仮定についての検証も必要である。第3章では、専従者給与が節税目的で使われている可能性が大きいという観点から分析がなされているが、その給与額の水準については、現実にさらに即した検討が必要とされる。第4章で取り上げた、事業体課税問題は、自営業者の法人成りだけではなく、LLCやLLPなどの新しい事業体選択へと広がっている。そうした面での分析も今後の課題となる。また、論文のなかで指摘されている給与所得控除の水準やあり方についても、さらに検討が必要である。

このようにいくつか改善点があるが、その多くは今後の課題であり、八塩氏の取り組んでいる問題が、わが国の税制を考えるうえでいかに重要であるかを物語っている。また、論文審査の過程を通じて、各章にわたり一層の改善がなされた。以上より、審査員一同は、八塩裕之氏が一橋大学博士（経済学）を授与されるべき資格を十分有していると判断する。

2007年6月13日

田近栄治

渡辺智之

國枝繁樹

林 正義

佐藤主光